# あんぽいけん

安保法制違憲訴訟

安保法制違憲訴訟
かながわの会発行
神奈川総合法律事務所
（045）222 4401
第２号 2019.1.16.発行

# 全国安保法制違憲訴訟 進行状況マップ




データは **2019.1.5.**現在
安保法制違憲訴訟の会 **HP** より
**2018.12.27** から **2019.5.15.**まで

作図：**T.Negishi**

## 安保法制違憲訴訟かながわの会 について

2015 年９月１９日、多くの市民の反対の声を無視して安全保障関連法案が強行採決され、その安保法は、２０１６年３月２９日に施行されました。

安保法は、憲法の基本原理である立憲主義、平和主義に反するものです。制定により、憲法の基本原理は勿論のこと、戦後７０年間にわたって培われてきた日本という「国のありよう」が根底から覆されてしまいました。私たちは、断じてこれを認めることはできません。私たちは、この神奈川の地において、集団的自衛権行使や後方支援活動実施等の差し止めを求める訴訟、国家賠償法に基づき損害賠償を請求する訴訟を、横浜地裁に提起し、司法の場で安保法の違憲性を明らかにしたい、と、「安保法制違憲訴訟かながわの会」を立ち上げました。

みなさんの中には、安保法の成立・施行により、みずからの平和的生存権が侵害されていると感じ、あるいは、外国からの攻撃やテロ等により自らの生命・身体等への危険が高まって人格権を侵害されたと考える方が多数おられると思います。

横須賀基地や厚木基地の近くの住民、先の戦争に従軍した軍人やその家族、空襲による被害者、広島・長崎の原爆被害者、有事には一定の責務や協力を強いられる地方公共団体や交通関係の労働者の方などはとりわけ切実な思いを持たれていることでしょう。

みなさん、それぞれの立場から法律の違憲性を訴えていこうではありませんか。

# 安保法制違憲訴訟かながわの会　会報第2号

もくじ


Ⅰ：安保法制違憲訴訟の現在と今後の展望　弁護士・元共同代表世話人：福田裕行 ……1
平和に生きられることこそ、生きる前提だ　世話人　山際正道 ……2
Ⅱ：かながわ安保法制違憲訴訟 これまでの裁判経過のご報告　弁護士：関守麻紀子 ……3
Ⅲ：第４回口頭弁論 意見陳述……弁護士：飯田学史、……5
石黒康仁、……6
原　告：Ｔ ……7
Ⅳ：第５回口頭弁論 意見陳述……弁護士：竹森裕子、……9
岩井知大、……10
原　告：Ｏ ……12
原　告：Ｉ ……13
Ⅴ：第６回口頭弁論 意見陳述……弁護士：石黒康仁、……14
岡田尚、……15
原　告：Ｕ ……16
Ⅵ：第７回口頭弁論 意見陳述……弁護士：伊藤真、……18
福田護、……21
原　告：Ｔ ……22
Ⅶ：第８回口頭弁論 意見陳述……弁護士：関守麻紀子、……24
原　告：Ｎ ……25
Ⅷ：第２回総会講演記念講演感想 ……28
講師：半田滋さん（東京新聞論説委員）　世話人：大和田章雄
おしらせ
■　原告の方へ「陳述書作成相談会」のお知らせ ……30
■　第９回口頭弁論のご案内：　【２０１９年４月２５日　開廷１１：００】……30


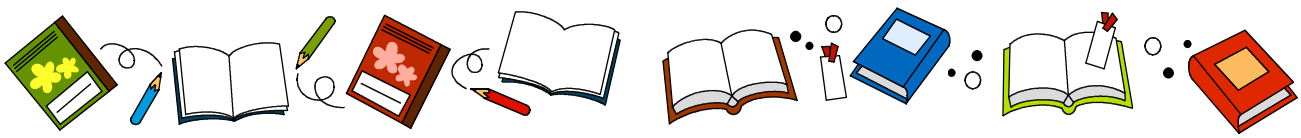

**会費納入のご案内**・・・今年度会費納入がお済みでない方は下記口座へ振込みお願いします。

【会費振込口座】ゆうちょ銀行　記号　００２５０－８　口座番号　８４０１８
加入者名　**安保法制違憲訴訟かながわ弁護団**

通信欄に、住所・氏名、１次原告・２次原告・３次原告・サポーターの別
原告の方は原告番号 ご記載ください。　年会費：**3000** 円です（原告・サポーターとも）

# Ⅰ：安保法制違憲訴訟の現在と今後の展望

弁護士　福田　裕行

安保違憲訴訟の提訴時から共同代表兼、世話人をさせていただきました。この度代表世話人は退任させていただき、住谷和典さん（憲法共同センター）に交代しました。

「安保法制は憲法９条に反する憲法違反である。憲法前文にある平和的生存権を侵害するもので許されない」、これが今回の訴訟の原点にあるものだと思います。しかし、安倍首相が目論む憲法改悪が実現されれば今回の訴訟の大前提が無くなってしまいます。

Carl Schmitt　1888-1985
Wikipedia より

安倍首相を周りで取り囲む人達は「第２次大戦の戦勝国に一方的に裁かれた自虐史観からの脱却、押し付けられた憲法を変える」と主張し、安倍政治最後で最大の仕事として憲法「改正」に突き進もうとしています。この動きについて樋口陽一教授が「ナチスとカールシュミットを思い出す」と語っています。第一次大戦の敗戦で押し付けられたワイマール憲法と屈辱的なベルサイユ条約、そして国際連盟に挑戦すべしと主張、ナチスに入党し積極的に協力した著名な法哲学者シュミット。そして押し付けられた旧体制を破壊して第３帝国を建設して破滅したヒトラー政権。

今の安倍政権の「戦後レジームからの脱却」はその本質においてナチスと同じではないか、今の自民党は保守政党なんかではなく戦後の体制を離脱・破壊する革命政党であると樋口教授は述べています。そして　**2015** 年 **9** 月 **19** 日、安保法制は議事録にも残らないような形で採決され「可決」された。すでに安倍政権は憲法擁護義務を放棄し、違憲立法を行う「静かなクーデター」を実行していると指摘しています。「ヒトラーの手口をまなんだらどうか」といった麻生財務大臣の言葉は、冗談では全くありません。

そして今、旧体制の権化である憲法そのものを変えてしまおうと安倍政権は最終決戦に挑んできています。岡田先生が緊迫した現在の情勢について語られています。私達は、安保違憲訴訟を闘いつつ、何よりも憲法改悪反対の歴史的一年の闘いで勝ち切らねばなりません。訴訟は佳境に入りつつありますがこの勝利が目的なのではありません。この裁判の闘いを通じて闘いの輪を広げ、安倍政治を終わらせ憲法の枠組みの復元を行うことが目的なのですから。

**2018.11.29.**署名提出

# 平和に生きられることこそ、生きる前提だ
## 戦争を実際にするのは誰　考えよう若者・庶民

戦争法裁判世話人　山際　正道

私はこの度戦争法裁判の世話人となりました。裁判勝利に向けて努めたいと思います。

私は、１９４５年３月１０日の東京大空襲の時、生まれて４５日でした。下町錦糸町で母の背に背負われて、防空壕の中でかろうじて息をしていたそうです。そんなことがあったからか、小さいときから世の中のことに興味を持つ子でした。６０年安保の時、高校１年生でデモを見に国会周辺に行ったりしました。大学生の時には学生運動にそれなりに参加してきました。その後神奈川県立高校の社会科教員となり、教職員組合の役員にもなりました。そんな中で「教え子を再び戦場に送らない」との教職員の誓いを日々の授業や諸活動で実践しなくてはと思ってきました。

皆さん、日本国憲法前文と第９条を素直に読んでみましょう。その文言は敗戦後に人々が持った「もう戦争はこりごりだ」との気持ちに沿っていて、多くの国民に納得できるものでした。そこから時代が流れ国内・国外の諸状況が変化したとしても、このことを憲法を考える原点としなければと思います。戦争法などの諸法規はその原点から見てあまりにもかけ離れていて、憲法に適合しないと考えるのが普通の理解と思います。法律はその時代の普通の理解・常識の上にあることが最も重要で説得力のあるものと思います。すべての国民・主権者がこの戦争法が憲法の精神に適合するのかをしっかり考えることが重要です。私たちは戦争法が憲法に反する国民の平和への思いを踏みにじる許されないものと考え、必ずや違憲との判決を勝ち取らなくてはならないと思います。

まず皆さんに素直に「憲法前文と第９条」を読み考えていただきましょう。そのうえで違憲との私たちの主張に耳を傾けていただき、平和に生存することを考えていただきましょう。そして若者こそこの戦争法のもっとも影響を受ける人々です。志願制であっても戦いの最前線に立つのは、多くは経済的に厳しい若者です。格差社会が大きく広がるのは、若者を戦争の担い手にする意図的なものではないかとさえ考えたくなります。私たち戦争法裁判の世話人は、この裁判を勝利に導くために諸活動を進め、主権者である多くの人々の理解と支持を得て、必ずや勝利判決を得たいと思っています。是非多くの皆さんにご支援いただくことを願っています。

# Ⅱ：裁判経過のご報告

弁護団　関守　麻紀子

**1　第４回期日**　２０１７年１１月９日

原告は、準備書面６（立法不法行為）、準備書面７（憲法改正・決定権とその侵害による被害）、準備書面８（求釈明）を陳述しました。

準備書面６では、立法行為は、どのような場合に国家賠償法上、違法であるとされるのか、最高裁判例を引用して主張しました。

準備書面７では、原告らが安保法制違憲訴訟で主張する「憲法改正・決定権」について主張しました。憲法改正・決定権とは、具体的な憲法改正課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的には国民投票制度を通じて表明し、当該憲法改正の是非を決定するという権利であるとともに、その投票権行使にとどまらず、国会における発議以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどにより、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利であること。そして、原告らが憲法改正・決定権を侵害されたことを主張しました。

準備書面８では、被告国の主張（原告らの集団的自衛権の行使としての自衛隊の出動の禁止などを求める差止請求について、これらは「行政権の行使」であるから、民事訴訟としては不適法である、とする主張）に対して、再度、釈明を求めました。被告国が、「行政権の行使」などという法律の条文にない言葉を用いているのに対し、法の文言との異同を問うものです。

被告は、被告準備書面２を陳述しました。被告準備書面２は、原告準備書面５（**PKO** 駆け付け警護及び武器等防護について）に対する反論として提出されましたが、原告の肝心な主張に対しては、「原告らの意見であり、認否の限りでない。」「争点と関連しないので認否の要を認めない。」というにとどまり、実質的な主張はありませんでした。

**2　第５回期日**　２０１８年1月１１日

原告は、準備書面９（人格権の被侵害利益性）、準備書面１０（新安保法制法の違憲性・総論）を陳述するとともに、学者意見書を証拠として提出しました。

準備書面６では、被告の主張（原告らの人格権侵害との主張は、『漠然とした不安感』を抱いたという域を超えるものではなく、国家賠償法により保護される権利・利益ではない、という主張）に対して、人格権は、学説、判例によって、国家賠償法により保護されるべき権利・利益と認められていることを詳しく主張しました。

準備書面７では、新安保法制法が従来の政府の憲法９条の解釈から逸脱するものであって違憲であること、新安保法制法の制定が立憲主義を蹂躙するものであると同時に、民主的手続に違背し、民主主義を蹂躙するものであって違憲であることを主張しました。

さらに、飯島滋明教授（名古屋学院大学教授・憲法学）、河上暁弘教授（広島市立大学教授・憲法学）、小林武教授（沖縄大学・憲法学）、志田陽子教授（武蔵野美術大学・憲法学）、青井美帆教授（学習院大学・憲法学）の意見書を提出しました。

被告からの書面、書証の提出はありませんでした。

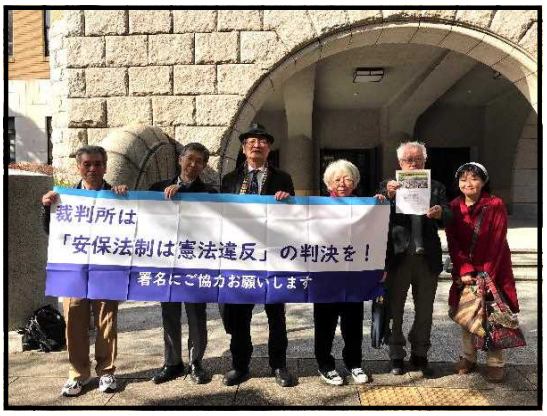


**３　第６回期日**　２０１８年４月２６日

原告は、準備書面１１（新安保法制法の違憲性・各論）、準備書面１２（新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容）を陳述しました。

準備書面１１では、集団的自衛権容認・行使の違憲性、後方支援活動等の違憲性、ＰＫＯ新任務と任務遂行のための武器使用の違憲性、外国軍隊の武器等防護の違憲性について、詳しく主張しました。

準備書面１２では、新安保法制法制定の背景として、新安保法制法制定は日米ガイドラインの実施にほかならないこと、すでに制定されている有事法制と新安保法制法との関係、さらに、秘密保護法、共謀罪、軍需産業と経済構造の変化、軍事研究と学問の自由について、新安保法制法制定がもたらす問題について、主張しました。

被告からの書面、書証の提出はありませんでした。

**４　第７回期日**　２０１８年８月１６日

原告は、準備書面１３（違憲審査制と裁判所の役割）、準備書面１４（法的保護利益性の問題について）を陳述し、原告の陳述書第１弾を証拠として提出しました。

準備書面１２では、憲法破壊が著しい本件においてこそ、司法の判断が求められており、裁判所は判断を回避すべきではないことを厚く主張しました。

準備書面１４では、準備書面９に引き続き、さらに、人格権について主張しました。

被告からの書面、書証の提出はありませんでした。

**５　第８回期日**　２０１８年１１月２９日

原告は、準備書面１５（被害論　その１）を陳述し、原告の陳述書第２弾を提出しました。

準備書面１５では、新安保法制法が制定されたことによる原告の被害を主張しました。戦争体験のある方、自身は戦争体験はないけれども親や親せきから戦争の悲惨さを語りつがれた方、厚木基地や横須賀基地の近くに住み、騒音や事故の増悪、テロや攻撃の対象にされることの恐怖を訴える方、研究者や教員など教育に携わる方の苦悩、子や孫など次世代への責任を果たせないことの苦悩、戦争は２度としてはいけない、憲法を守りつづけたいという信念とそれに基づいた生き方を否定されたことへの絶望などを、ひとりひとり詳しく主張しました。

また、原告は、原告本人尋問と学者ら専門家の証人尋問の申請を行いました。

被告は、被告準備書面３を提出し、原告らが主張する人格権、憲法改正・決定権は、国家賠償法により保護される権利・利益ではない、と主張しました。

**６　原告意見陳述**

毎回の法廷で、原告が意見陳述をされました。当然のことながら、一人ひとりが、ひとくくりには論じられない、その人ならではのそれぞれの人生を送っています。そのかけがえのないその人、その人の人生が、新安保法制法の制定により傷つけられている、ということを感じさせられました。

**７　原告らの主張**はほぼ述べつくしました。２０１９年はいよいよ、証拠調べの段階へと進みます。ひきつづき、原告、サポーター、弁護団が一体となってがんばっていきましょう。

# Ⅲ：第４回期日　意見陳述

2017.11.9.

## ■ 弁護士　飯田　学史 ■

準備書面６について意見陳述します。

本件訴訟において、原告らは、国務大臣、国会議員の新安保法制法制定行為が国家賠償法上違法であると主張していますが、本準備書面では、違憲の法律の立法行為がいかなる場合に、国家賠償法上の違法といえるのかなどについて論じます。

国会議員の立法行為が国賠法上違法と言えるかどうかについては、一般に当該立法内容が憲法に違反するかどうかとは区別すべきであると言われており、どのような場合に国家賠償法上違法の評価を受けるかが問題となります。

この点、昭和６０年の在宅投票制度違憲訴訟において、最高裁は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというような例外的な場合でなければ、違法の評価を受けない、としました。その後、最高裁は、平成１７年の在外邦人選挙権制限違憲訴訟において、立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白である場合などには、例外的に違法の評価を受けるものとしています。

これらの判決からすると、国家賠償法上違法である立法行為ないし立法不作為とは「国民の憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」となります。また、仮に立法行為ないし立法不作為が、国民の憲法上保障されている権利を侵害するといえない場合であっても、「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」には、同じく国賠法上の違法と評価されます。なぜなら、日本国憲法は憲法に違反する法律は作ってはならないと定めているからです。従って、憲法の規定に違反することがあきらかな立法行為ないし立法不作為は当然に国家賠償法上、「違法」となるのです。

本件新安保法制法の制定行為は、まさに「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」であり、国家賠償法上も当然に「違法」となるものです。

本件新安保法は、集団的自衛権の行使や非戦闘地域以外における後方支援などを認めていますが、これらはすべて歴代日本政府が、違憲であると指摘してきたものであり、武力の行使を禁止した憲法９条に違反することは明白です。また、原告ら、とりわけ戦争被害者や基地周辺住民などの平和的生存権、人格権等の重大な憲法上の権利を違法に侵害するものであることも明白です。したがって我が国の最高裁判所の判断基準によって立ったとしても新安保法制法の制定行為は国賠法上「違法」です。

次に、憲法適合性の判断順序について述べます。裁判例の中には、かならずしも明快な憲法適合性の判断をしないまま、当該立法行為が、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合に当たるということができないなどとして、国賠法上の違法と評価されるものではない、と判示するものもあります。

しかしながら、最高裁判所の調査官も指摘するように、論理的には、憲法適合性に関する判断が違法性の有無の判断に先行すると考えるべきです。

実際、最高裁は、平成２７年の夫婦同姓規定合憲判決では、夫婦同姓に関する民法７５０条が、憲法１３条、１４条１項、２４条に違反するかどうかを検討した後に、いずれにも違反しないとし

たうえで、本件規定を改廃する立法措置をとらない立法不作為は、国賠法上の違法の評価を受けるものではない、として原告らの請求を棄却しています。また、平成２７年再婚禁止期間違憲判決においても、民法７３３条１項の１００日超過部分が憲法１４条１項、憲法２４条２項に違反すると指摘した後に、国賠法上違法かどうかの判断を行っています。したがって、裁判所は、本件において、まず、新安保法制法が憲法違反かどうかの判断を行い、そのうえで立法行為が国賠法上違法かどうかの判断を行わなければなりません。

最後に裁判所が果たすべき役割について述べます。そもそも裁判所には、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限があります。それは、立法権や行政権の暴走に歯止めをかけ、権力分立によって憲法秩序を維持し、法の支配を徹底するために、憲法が裁判所にみとめた権限であり、憲法が裁判所に課した重要な役割です。

立法権や行政権によって、違憲の既成事実が積み重ねられようとしているとき、そのような重大な違憲状態に対峙した裁判所は、裁判所に課せられた本来的な役割を十分に発揮しなければなりません。そうでなければ、これを是正する道は失われてしまい、法の支配や立憲主義が破壊されてしまうのです。

今回の新安保法制法制定にあっては、国会でも十分な審議がなされず、また国民の多くも十分な理解が進まないままに採決が強行されてしまった経緯があります。そして新安保法制法の制定によりなされようとしていることは、まさに、戦後７０年続いた平和国家のありかたを根本から変えようとしていることであり、憲法の秩序の破壊にほかなりません。

まさに、いまこそ、裁判所は、憲法から託された違憲審査権という職責を誠実に果たし、憲法秩序を回復することが求められているのです。

私たち原告は、当裁判所が憲法から託された職責を当然のように果たされることを期待しておりますし、信頼しております。

以上

## ■ 弁護士　石黒　康仁 ■

準備書面７に関して、原告ら国民が憲法改正・決定権を有すること、それが内閣及び国会による違憲の安保法制法の制定により侵害されたことについて意見を述べます。

１　憲法改正・決定権とは何か

憲法改正・決定権とは、具体的な憲法改正課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的には国民投票制度を通じて表明し、その是非を決定するという権利であります。それとともに、その投票権行使にとどまらず、国会における発議以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどにより、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利であります。

憲法改正とは、憲法の条文の文言を変更する明文改憲だけではなく、すでに解釈として確立した憲法規範の意味内容を根本から変更して、憲法に違反する法律を制定するなどにより実質的に憲法を改正したと同様の状態を作り出すことも含まれます。

憲法改正・決定権が国民に保障されていること

については、憲法前文で国民主権のもとで国民が憲法制定権を有しいることを明らかにし、憲法改正の手続を定めた９６条で、国会の発議だけでなく国民投票における過半数の賛成を必要とすることを定め、憲法制定権から派生する憲法改正権が主権者である国民にあることを明確にしています。

憲法改正手続法については、既に制定・施行されており､憲法９６条の国民の承認に関する手続、国民が投票する権利について具体的に定めています。

憲法改正・決定権は、国政の場において、重要な憲法改正問題が起きていない間は、具体的に問題化することなく抽象的な地位にとどまっているといえます。しかしながら、国政上、憲法に関する重要な改正問題が浮上した場合、もしくは憲法の規範的な意味内容が変更され、あるいはされようとしている場合、具体的な権利として浮上してくることになります。

２　憲法改正･決定権の侵害

ところで自衛隊の存在及びその憲法適合性を前提とした場合の集団的自衛権の行使の禁止、海外派兵の禁止等を中核とする憲法９条をめぐる法解釈は、長年にわたる政府解釈として定着してきました。なかでも内閣法制局及び歴代の内閣総理大臣が「憲法上、個別的自衛権は認められるが集団的自衛権は認められない」との解釈を国会で繰り返し表明し、さらに憲法学者をはじめと大多数の国民にも支持され、憲法９条の内容をなすものとしてすでに憲法規範として確立していました。

このような法解釈を変更するということは、憲法９条の規定に抵触し、国の有り方と憲法秩序の基本となっていた確立した憲法の規範的意味内容を変更するということにほかなりません。これは実質的な意味での憲法改正であり、９６条の憲法改正手続なしに行うことは許されません。

にもかかわらず、政府は、すでに述べてきたとおり２０１４年７月１日の集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定、２０１５年５月１４日に新安法制法案を閣議決定のうえ国会に上程し、同法案は、衆議院及び参議院における強行採決を経て同年９月１９日未明成立したとされています。特に同月１７日の参議院平和安全法制特別委員会において、罵声・怒号の中で、委員長の発言すら「議場騒然、聴取不能」と議事録に記載されるほどの異常な状況下で強行採決されたことは記憶にとどめておかなければなりません。

これは９６条の手続を完全に潜脱した憲法の規範的意味内容の一方的改変行為・憲法破壊行為として許されるものではありません。原告ら国民各人としては、憲法９６条の憲法改正手続に基づいて憲法上の権利の中でも最も重要な国民投票権という参政権を行使して憲法改正の是非について意思表示をする機会を与えられないまま違憲の法律によって実質的な憲法の改変がなされるに至ったのであります。原告らとしては、主権者として憲法を自ら改正・決定するという最も重要な最終的決定権を侵害され重大な被害を蒙ったことは明らかです。

以　上

## ■　原告　T　■

1　私は　１１歳と　５歳の子ども２人を抱える母です。子どもが生まれてから、私は、自分の子も、よその子も､どこの国の子どもも本当に可愛くて、この可愛い子供たちが一人も戦争でひどい目にあってほしくないと心から願っています。　　私が戦争の恐ろしさを知ったのは、祖母から、戦後の満州からの引き上げの話を聞いたことが始まりです。祖母は、日本に帰ってくるまでの間に、ソ連

の兵隊たちが夜な夜な襲ってきて怖い思いをしたことなどを何度も話して聞かせてくれました。祖母は、「すべては戦争のせい。戦争は絶対にしてはいけない。」と、２０１５年、９１歳で息を引き取るその日まで教え続けてくれました。

2 私は高校卒業後、オーストラリアの大学に留学しましたが、そこで同世代の難民の人たちに出会い、ショックを受けました。

幼い時に学校で襲撃され、家族の安否もわからず、難民キャンプで生きてきた友人。言葉で語れない悲惨な思いをした女性たち。戦争に巻き込まれる悲惨さと、武器が蔓延し、犯罪に怯えながら生きなければいけない恐怖。戦火の中にいる人たちが「戦争は止めてほしい」とどれほど願っているかを、実感しました。そして、戦争をしないと約束する日本国憲法の前文と第九条が、世界の人たちの願いを表した、本当に大切なものだと強く思いました。

3 ２０１２年１２月、改憲を目標に掲げる第二次安倍政権が発足しました。憲法が護られるかどうか非常に心配になり、憲法を護るために、自分に何ができるのかと考え続けました。この年ＥＵがノーベル平和賞を取ったのを聞き、経済的な困難に直面しているＥＵを励ます意味もあるならば、憲法９条にもノーベル賞を授与して国際世論で後押ししてほしい、と思いつきました。その後沢山の人の支援を受けて、毎年「９条を保持する」日本国民をノーベル賞候補に推薦する活動と、９条を活かし、広げる取り組みをしています。

4 安倍政権は発足後、アメリカやイスラエルの紛争に肩入れする軍事政策を次々と打ち出していきました。

２０１４年に武器輸出三原則を見直し、武器輸出を原則解禁しました。政府はアメリカなどと武器の共同開発に合意しており、武器がイスラエルなどの第三国に輸出されてしまうことも指摘されています。

以前の日本は、中東で、ＯＤＡなどによる人道支援に徹してきました。またイスラエルとイスラム諸国に対しては、等距離外交を続けてきていました。そのため、日本は中東において「争いに関与しない平和な国」というイメージを持たれていたと言われています。

政府の政策の転換によって、日本人の生命に具体的に危険にさらされていることを私が強く感じたのは、２０１５年１月に後藤健二さんたちがイスラム国ＩＳに拘束されて殺害されたことと、同年１０月に星邦男さんがバングラデシュで殺害された事件です。

5 後藤健二さんは、２０１４年１０月末頃にＩＳに拘束されました。ところが安倍首相は、２０１５年１月１７日に、エジプトでＩＳと戦う周辺諸国に２億ドルを援助すると明言しました。

これに対しＩＳは、２億円を、後藤さんの身代金として自分たちに対し支払うよう要求し、「アベ（安倍首相）、勝ち目のない戦争に参加するというお前の無謀な決断のために、このナイフはケンジを殺すだけでなくお前の国民がどこにいようとも虐殺をもたらすだろう。」などという声明を出したのです。

そして後藤さんはＩＳに殺害されてしまったのです。

6 更に、日本では２０１５年９月１９日、安保関連法が成立、３０日に公布されてしまいました。これによって、日本は米国など「密接な関係にある」他国への武力攻撃が発生した場合、集団的自衛権に基づく武力行使が可能になったのです。これは当然、反米勢力から日本が敵視されることに直結します。

実際に、ＩＳは２０１５年９月、機関誌で日本を米国と連なる敵対勢力の一員として名指しし、マレーシアなどに駐在する日本人外交官らを攻撃するよう呼び掛けていました。

その直後、２０１５年１０月に、バングラディッシュで星邦男さんは殺害されてしまいました。

現在も、ＩＳが日本国民を標的とする態度は、

全く変わっていないのです。

7　平和主義に反する政府の外交政策や、国会の安保法の制定によって、私たち日本国民は、現在もテロの標的として命の危険にさらされています。私は、自分や子どもたちの安全を守るためには、アメリカなどの戦争に加担することを可能にしている安保法制を白紙にして、戦争に加担しない姿勢を対外的にはっきり宣言することが必要だと思っています。そのために私は、安保関連法に反対するママの会の立ち上げにかかわり、今も毎週金曜日午前１０時半から１時間、国会議事堂の前で安保法反対のコールを続けています。

この裁判に参加したのも、司法によって、安保法制は、違憲であり、廃止されるべきであると判断していただき、私を含めた日本国民すべての平和的生存権を守ってほしいからです。

8　どうか、私や子どもたち、日本国民が、平和な生活を送れるよう安保法制は違憲だという判決をして下さい。

以上

# Ⅳ：第五回期日　意見陳述

2018.1.11.

## ■ 弁護士　竹森　裕子 ■

1　準備書面 **9** について陳述します。同書面は、人格権の被侵害利益性について主張する書面です。

被告は、答弁書において、差止請求については、民事訴訟手続による本件各差止の訴えは不適法と主張し、国家賠償請求については、「原告らの主張する生命・身体の安全を含む『人格権』は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない。」、などと主張しています。

そこで原告らは、同書面において、原告らの主張する人格権が、学説及び判例によって国賠法により保護されるべき具体的権利・利益であること、したがって、被告の主張が明らかに間違っていることを論じます。

2　今日において、「人格権」と呼ばれる権利が存在し、これが法的に保護されるこ
とは、わが国の判例・学説で疑問の余地なく承認されているところであり、
その内容も多様化して、現代社会における重要性はさらに高まりつつあると言われています。

3 (1)　同書面において、原告らは、人格権の保障が認められるようになった歴史的沿革、判例の整理を行った上で、人格権の内容として、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利（参政権的自己決定権）を主張するものです。

(2)　まず、生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権については、判例・学説ともに権利として認めることに異論がありません。人の生命・身体・精神が、法の絶対的保護を受けるべきであることは論ずるまでもありません。原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これは、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるというべきです。

(3)　次に平穏生活権は、最高裁をはじめ、多数の裁判例により保護法益として認められています。原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、様々な形で、その平穏な生活を害されています。特に、新安保法制法施行後、２０１７年４月以降における米朝等の軍事的対立が深まり、新安保法制法を用意した日本が、

その軍事的対立の当事国となりつつあることを、多くの国民・市民は具体的な生命・身体及び精神への危険として実感しており、生命・身体及び精神的人格権の侵害は現実化しています。

また新安保法制法が成立したことで、海外にいる日本人も生命が危険にさらされています。海外在住の学者からは「日本で安全保障関連法案（戦争法案）が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えるからだ」という意見もあり、実際に新安保法の成立によって日本の市民及び日本がテロの対象とされる危険性が高まることは明らかです。

特に、海外の紛争地帯にいるＮＧＯ関係者には危険にさらされる可能性が高く、新安保法の制定によって「平和国家」という日本のブランドに傷がつくことにより、活動が制約されるという不利益も被っています。

**(4)** 更に、人格権の本質を自己決定権として捉え、その中に主権者として蔑ろにされない権利（参政権的自己決定権）を含めるという学説が有力となっています。

原告らは、主権者として、憲法制定権を享有するものであり、憲法改正にして

も、国民投票に参加しうる地位を有するものです。今般の内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為は、政府自ら認めていた、確定していた憲法解釈を変更するもので、本来は、憲法改正手続によってしか行えないものでした。原告らは、本来行われるべき憲法改正手続への参加の機会を奪われたものであり、主権者としての立場を蔑ろにされたものです。この原告らの主権者としての権利は、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるものです。

**4** 以上のような内容をもつ人格権が、国家賠償法による保護の対象となる法的権利・利益であることは明らかです。また、人格権侵害行為に対する事前差止請求を行うことができることは、大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件など判例上も広く認められているところです。

従って、原告らに対する国賠法上の請求、差止請求が認められるべきことを主張します。

以上

## ■　弁護士　岩井　知大 ■

第五回期日

新安保法制法の違憲性総論について主張した原告ら準備書面 **10** につき口頭で下記の通り補充する。

**1** 安倍内閣は、２０１３（平成２５）年７月１日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定（２６・７閣議決定）を行った。その中で、整備すべき国内法制の内容として、①武力攻撃事態に至らない侵害への対処、②国際社会の平和と安定への一層の貢献、③憲法９条の下で許容される自衛の措置、の三本柱を掲げた。

有事法制の枠を超えて国内法を整備するには、集団的自衛権の行使を認めることに踏み切る必要があり、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において」は、「自衛のための措置として」の集団的自衛権の「必要最小限度の実力」の行使は憲法上許容されるという解釈に踏み切ったものである。「限定的」であるとして、自衛権の行使の範囲内にとどまるようにも見せかけているが、「国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。」と自認しており、集団的自衛権の行使に踏み込んだこと

は明らかである。

そして、この閣議決定を踏まえた新安保法制法案が、衆議院では同年７月１６日、参議院では同年９月１９日にいずれも採決が強行され成立し、同年９月３０日に公布され、２０１６（平成２８）年３月２９日に施行されるに至った。

この新安保法制は、大きく五つの領域に分けられる。すなわち、①集団的自衛権の行使を含む「存立危機事態」への対応を組み込んだ事態対処法を中心とする有事法制関係、②従来の「周辺事態」から新たに位置づけられた「重要影響事態」への対処（後方支援活動等）、③新たに設けられた「国際平和共同対処事態」への対処（協力支援活動等）、④国際平和協力業務の拡大（ＰＫＯ協力法の改正）、⑤グレーゾーン事態への対処等である。

2　これらの内容をもつ新安保法制法は、従来の政府解釈として確立し憲法規範として機能してきた上記いずれの基本原則をも改変し、集団的自衛権の行使を容認し、海外での武力行使あるいは武力行使に及ぶ危険性を著しく高め、戦争へ至る自衛隊の活動を推し進めるもので、憲法上許されず、違憲である。

すなわち、憲法は、前文及び９条において、個人の尊厳と恒久の平和を目的とし、国民に平和的生存権を保障し、一切の戦争、武力の行使及び武力による威嚇を放棄し、戦力の保持と交戦権を否定した。我が国は、現実の国際政治の下で自衛隊の存在と活動を認め、その自衛隊の装備拡大等が進む現実の下で、さらには多発する国際紛争への国際協力が求められる中で、従来の政府は、憲法が定めた我が国のあり方を示す平和条項を踏み外さないための解釈を積み重ね、（Ａ）集団的自衛権の行使は認めない、（Ｂ）海外派兵・海外における武力の行使は許されない、（Ｃ）自衛隊員の自己保存に限定した武器使用の制限、等を基本原則として踏みとどまってきた。そのことが現に強大な組織を有するに至った自衛隊の存在にもかかわらず、我が国が海外での武力行使、戦争に進むことに大きな歯止めをかける憲法の規範として政府及び自衛隊に対する統制機能を果たしてきた。

ところが、新安保法制法は、従来の政府解釈を通して現実の憲法上の法規範として機能してきた上記Ａ、Ｂ、Ｃいずれの基本原則をも改変し、集団的自衛権の行使を容認し、海外での武力行使、自衛隊員の自己防衛に限定されない武器使用を容認するものであり、憲法が定める平和国家として国のあり方を「戦争をする国」へと根本的に変えてしまうものである。

そこにおいて、自衛隊はもはや、憲法９条２項の「戦力」であることを否定し得ず、「交戦権」の主体だと言わざるを得ない。そしてこれらは、自衛隊員はもちろん、海外で活動するＮＧＯや法人の海外駐在員にとっても危険を格段に高め、さらには、他国の紛争に自衛隊が出動することにより、日本が戦争当事国となって戦火が日本国内にも及び、国民の生命・生活を危険にさらすことに繋がるものである。

新安保法制法は、従来の政府解釈により平和憲法としての現実的機能を果たしてきた憲法規範の原則をいずれも踏みにじるものであり、憲法前文及び９条の恒久平和主義と平和的生存権、戦争放棄、戦力の不保持と交戦権の否定のいずれの条項にも反するものであって、違憲である。石川健治教授は、２６・７閣議決定とそれに続く新安保法制法制定は、集団的自衛権行使の禁止という憲法９条における法秩序の連続性を切断するものであり、法学的にはクーデターと称すべきものであるとすら指摘している。

3　以上述べたように、新安保法制法は、内容的にも違憲の法律というべきであるが、その制定過程ならびに国会における審議手続という面からみても、議事録にも聴取不能とあるような怒号と混乱の中、参院特別委員会で強行採決されるなど、立憲主義と民主主義における適正手続に違反して、外形的に「成立」させられたものであり、日本の民主主義の歴史に大きな汚点を残した。

このような立法行為は、国会という国民代表制の意義を喪失させ、理性と言論の府であるべき国権の最高機関国会を、強制と怒号の場に変貌させた。安倍内閣総理大臣を含む各国務大臣ならびに違憲の安保法制法の成立に賛成の採決という形で手を貸した政府与党の国会議員らは、国民から信託された国政における厳粛なる受託義務（憲法前文）と憲法尊重擁護義務（憲法９９条）に違反し、違法な立法行為に加担したものとして厳しく批判されるべきである。

日本国憲法の基本理念である立憲主義に反する２６・７閣議決定及び新安保法制法の制定は、憲法規範をないがしろにする悪質な国家行為として違憲性及び違法性が極めて強いものであり、憲法秩序を破壊するものである。

この訴訟は、行政権を持つ内閣及び立法権を持つ国会の立法行為によって奪われた立憲主義を取り戻す意義を持つものであり、立憲主義の回復は、残された三権である司法権によってのみ実現可能なものである。　以　上

## ■ 原告　O ■

第五回期日

私は１９４３年に長野県で生まれ、高校までを過ごしました。横浜の企業に就職し、横須賀に住むようになったのは、１９７３年のことです。

２００４年に、「九条が危ない」と大江健三郎氏らが「九条の会」設立を呼び掛けたときには心が騒ぎました。高校時代に社会科の授業で戦争はどうして起きるかを学び、部活でナチスが政権を取った歴史を調べるなどして、先の大戦の教訓から生まれた憲法九条こそが、戦後、日本が平和を保てた礎だと感じていたからです。　２００５年、横須賀にできた九条の会に参加し、学習や情報交換をする中で、時代の大きな変化に気づきました。中でも、米軍原子力空母の横須賀母港化問題です。最初は街ぐるみ反対だったのが、「他の選択肢は無い」とする政府の言明で市行政が容認へと態度を変える中、母港化の是非を問う二度の住民投票直接請求運動が行われました。結果はいずれも市議会で否決、住民投票は実現しませんでした。こうして２００８年以降、横須賀は原子力空母の母港となりました。私の家は横須賀港から５ **km** の近さにあり、一年の大半を原子炉事故の危険を感じながら生活しています。

横須賀には米海軍基地があり、最大の規模を誇る第七艦隊が拠点を置いています。隣接して海上自衛隊の基地もあります。安倍内閣の下で２０１５年に安保法制が強行採決されたあと、米軍と自衛隊の合同作戦が行われるようになりました。２０１７年５月には横須賀基地を出港した護衛艦「いずも」が房総半島沖で米海軍補給艦と合流し、その防護に当たったことが報じられました。日米一体の作戦で、市内に住む自衛官が戦争に巻き込まれる恐れが出て来ました。さらに、最近、イージス艦の衝突や、オスプレイの墜落、沖縄の小学校へのヘリコプターの窓枠の落下等、米軍による深刻な事故が相次いでいますが、米軍基地のすぐそばに住む私としても、到底他人事とは思えず、恐怖心を抱いています。

北朝鮮は戦争になれば横須賀の米軍基地を攻撃すると名指しで表明しています。停泊している原子力艦船がミサイル攻撃を受ければ、放射能により首都圏に甚大な被害をもたらすことは間違いありません。対話ではなく武力によって北朝鮮問題を解決しようとする日米政府の姿勢には、横須賀市民はその危険性を肌で感じています。

このような政治の流れの中で、憲法や平和を守る運動への市や教育委員会などの対応も変わってきました。「九条の会」の企画も、後援が拒否されるようになりました。私達の活動への理不尽な

圧力にもどかしさを覚えます。

私は安保法制による戦争への危険な道を断つことなしには、自らの生命の危険や精神的苦痛を終わらせることは出来ないと考え、この裁判の原告に加わりました。

## ■　原告　Ｉ　■

第五回期日

1　私は、厚木基地の北約４．５キロに住んでおり、現在９０歳になりますが、安保法制の制定によって基地周辺住民が強いられている戦争やテロへの脅威や、騒音被害等の継続・拡大等の問題について、私の戦争体験をも踏まえて述べたいと思います。

2　私は、昭和２年に東京の大井町で生まれ育ち、昭和１４年から５年制の工業学校に在学していましたが、戦争が激しくなり３カ月繰り上げ卒業で、軍隊に入るか軍需工場で働くかの選択を迫られまして、私は軍需工場で働く道を選びました。工場の寮には集団就職してきた１４、５歳の子供たち３０人ほどがおり、昭和２０年３月１０日の東京大空襲の夜には、私がその子たちを防空壕に誘導し、一緒に東の空が火の手で赤く染まるのを見ながら、このまま夜明けを無事迎えられるかと、一睡もできずに不安と恐怖の一夜を過ごしたこともありました。

3　工業学校の同級生の中には、軍隊に入る道を選び、志願して予科練に入った者もいました。戦後、その同級生が戦死したとの話を聞き、私は政府の資料で記録を調べたところ、昭和２０年８月上旬、「回天」という潜水艦に搭乗し沖縄東方海上において米軍の攻撃を受けて戦死したと記録されていました。この特攻潜水艦は、片道だけの燃料を積み、搭乗したら上から蓋を閉めてしまうという非人間的なものだったと聞いています。彼の戦死から数日後に日本は終戦を迎えるのですが、本人が何を思いながら敵艦に向かっていったのか、そして終戦直前に息子を失った親御さんの気持ちを考えると、どうにもやりきれない思いです。もしかしたら私自身が、この同級生のような運命をたどっていたかもしれないのです。

4　戦争が終わって、一晩に空襲警報で３回４回と脅かされる事がなくぐっすり眠ることが出来て、照明も明るく戻せて、これが平和だと感じました。日本は戦争体験の痛烈な反省にたって、新しい憲法を制定し、平和国家をめざすことになりました。二度と戦争をしてはならない。――それは、ささやかながら痛切な私自身の体験に基づく信念でもあります。

私は仕事の関係で昭和４０年に現住所に住むようになりましたが、厚木基地周辺での生活は米軍や自衛隊の軍事的な活動と背中合わせで、飛行騒音の増大などにより自分や家族の生活に直接影響を受けています。だから、戦争と平和に関する問題は人ごとではありません。戦争体験をもつ者にとってはなおさらです。

そして安保法制の制定は、憲法９条に違反して日本が戦争にかかわる機会を大きく広げて、日本が再び戦争への道に近づいている危険を感じております。

戦争になったら、基地は相手国からの攻撃対象となり、その被害は基地周辺住民にも直接及ぶという、底知れない不安と危険を感じます。しかも横須賀基地は米海軍と海上自衛隊の最重要拠点であり、厚木基地も横須賀基地と一体的に運用される重要な航空基地として、相手国から真っ先に攻撃されかねません。北朝鮮問題をめぐって、その危険はますます現実性を帯びてきています。また世界中でテロが頻発している昨今、日本の基地もまた攻撃の対象にされる危険もあります。そして、

緊張が高まれば高まるほど厚木基地における飛行活動も活発化して、騒音被害等が増大することも危惧されます。

裁判所におかれては、安保法制が、このようにして私たち基地周辺住民の生活を現実におびやかしていることを、ぜひご理解いただきたいと思います。

以　上

# Ⅴ:第6回期日　意見陳述

2018.4.26.

## ■ 弁護士　石黒　康仁 ■

第６回期日

準備書面１１について意見を述べます。

本書では、新安保法制法の４点について憲法違反を指摘しています。

1　第１に存立危機事態における集団的自衛権行使を容認したこと

これまで政府は、一貫して憲法９条のもとでは集団的自衛権の行使を認める余地はないとして、歴代首相等をはじめとして、公の場において繰り返し表明してきたものであり、我が国においては確立した憲法解釈となっていました。

政府は、この確立した憲法解釈を変更するにあたり、砂川事件最高裁判決や昭和４７年政府見解を自己に都合よく勝手に引用したり、援用したりしているわけですが、その見解については多くの学者や内閣法制局長官の立場にあった人たちからも批判を受けているところです。

新安保法制法では、存立危機事態を「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白は危険がある事態」と定義していますが、その内容たるや、ほとんどが不確定概念ないし評価概念で構成されており、該当するか否かについても明確な判断基準がなく、結局のところ「政府の総合的判断」に委ねられることとなり、その適否を国民がチェックするのも困難、あるいは不可能といわざるを得ません。

また政府は、国会審議の場において、集団的自衛権の行使を容認する解釈変更の根拠を「安全保障環境の変化」によって説明しようとしましたが、安全保障環境がどのように変化したのか、どのように悪化したのかについての具体的な説明はなく、国民の不安をいたずらに煽るものでした。また、集団的自衛権行使を容認することで抑止力を高め安全保障環境がよくなるとの政府の説明についても、学者等からも批判的な見解が出され、逆に新安保法制法こそが安全保障環境の悪化をもたらすとの批判も寄せられている状況にあります。

集団的自衛権行使を容認した新安保法制法が、憲法９条に違反することは明らかです。

2　後方支援活動等の違憲性

従来、周辺事態法やテロ特措法等では、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限り後方支援活動等を行えるとしていましたが、新安保法制法では、現に戦闘行為が行われている現場でなければ後方支援活動等ができるものとされ、地理的制限が緩和されています。このことは理論的には、戦闘行為が行われている現場のすぐ隣りの地域でも後方支援活動等を行えることとなり、これは他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力行使を行ったと評価を受けざるを得ません。更に弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航

空機に対する給油・警備活動もできるようになりましたが、これら活動は典型的な兵站活動にあたり、国際法上軍事目標とされるものであり、これも他国による武力行使と一体化した行動であり、憲法９条に反し違憲であります。

3　ＰＫＯ新任務と任務遂行のための武器使用の違憲性について

国連平和維持活動協力法（ＰＫＯ協力法）では、新たな業務として「安全確保業務」と「駆け付け警護」が追加され、これらの業務の性質上、任務遂行のための武器使用が認められました。しかしながら、ＰＫＯの役割が「停戦や軍の撤退などの監視活動」ではなく、「住民保護」へとその目的が変質しており、ＰＫＯ自身が紛争当事者となって「交戦」し、必要最小限の武器使用という原則も通用しなくなっている状態にあります。

今後また紛争地帯においてＰＫＯに派遣された自衛隊が武器を使用するという事態が生じた場合には、「武器の使用」を超えて「武力の行使」と同視できる事態に至ることが十分に予想されます。これまた憲法９条に違反することは明らかです。

4　外国軍隊の武器等防護の違憲性

自衛隊法９５条の２が新設され、自衛隊の武器等防護のために自衛官が武器を使用できることを定めた同法９５条の適用場面を拡張し、米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用が認められました。武器等防護のための武器使用は、防護対象が主に武器であるため、生命・身体に対する自然的権利とは言えません。米軍の武器等防護のために自衛官が武器を使用することに憲法上の根拠があるとは考えられませんし、国際法上の説明も困難であるとの指摘がなされています。また武器等防護行為から集団的自衛権の行使に発展するおそれもあり、文民統制が機能しない危険性もあります。これも憲法９条に違反しています。

以　上

## ■　弁護士　岡田　尚　■

第６回期日

原告ら準備書面（１２）について、同書面で裁判所に何を訴えたいのか、口頭で補充させていただきます。

同書面は、目次を「新日米ガイドラインと新安保法制法との対応関係」で始め、「有事法制」「秘密保護法」「共謀罪」「軍需産業」「軍事研究」等としています。

これを表面的にみると、本件を判断するにあたって「何か関係があるのか」と思われるかもしれません。もちろん、ここで主張している一つひとつについて裁判所の判断を求めているわけではありません。

しかし、司法の場に持ち込まれる紛争事は、憲法も含め先に法があって、その枠内で発生しているものではありません。社会の現実のなかで発生している生身の出来事を、憲法なり法なりをその現実のなかで（法の支配という大前提のもと）解釈して解決を図る、それが裁判所に問われているのではないかと思います。

安保法制法も、それだけがある日突如出てきたわけではありません。「集団的自衛権行使容認の閣議決定」から始まり、時系列的に同書面目次で指摘していることが進行し、具現化され、その最終仕上げが安保法制法に他なりません。

「この事件は、どんなバックグラウンドによって発生し、その解決の有り様はどこで・どこに・どんなふうに影響を与えていくのか」ということ

を、空間という横軸の広いフィールドでどう捉え、そして時間＝歴史という永久に続く縦軸のなかでどう捉えるのか、という観点、視点も必要だと考えます。

憲法９条はこれまで、集団的自衛権の行使や海外における武力行使ないしそれに至る危険のある自衛隊の活動を禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、または他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることがないよう、その歯止めとして機能してきました。

そんななかでも、イラクへの自衛隊派遣は、国会で「非戦闘地域に限られている」とされていたのに、昨今明らかになった日報ではどうみても戦闘と評価さるべき実態がそこにあったのです。

これに加えての安保法制法です。憲法９条による歯止めがきかなくなれば、その後どのような事態になるのか容易に想像がつきます。安保法制法は、日本国憲法の下で戦争を放棄した恒久平和主義に基づく国の在り方を排斥し、自衛隊を、実際に武力を行使する軍隊へと転換し、日本を、武力を行使する国、戦争をする国へと、根本的に国の在り方を変えてしまうものです。

安保法制法によって、この国で生きて暮らしている人々にとって本当に安全が保障されるのでしょうか。周辺諸国はこれまで「日本は、自衛隊という存在があっても攻めてはこない」と思っていたはずです。それが場合によると、日本自体が攻められなくても、他国がやっている戦争に日本が「集団的自衛権の行使」と称して出張ってくるというのです。相手方からみれば当然日本も敵国となり、少なくとも日本にある米軍基地は攻撃のターゲットになり、そしてその範囲に留まらなくなることは明らかです。安全どころか危険はいや増し、テロの対象にもされかねません。

軍隊をもつことで、一瞬わずかばかりの安心が得られるかもしれません。しかし、それで危険は増すことはあっても減ることはありません。精神的な安心を求めることは、逆に客観的には安全を害することにつながるのではないかと思います。

また、いつでも戦える国・戦う準備をする国になることは、国の政策もそれに応じ根本的に転換され、財政・教育・福祉その他国の政策全体のなかで、軍事的必要性が優先されていきかねないことを意味します。

そして、戦争遂行体制ないしその準備体制の構築に向けて、個人よりも国家に価値をおき、国家・公共のための個人の権利制限が当然視され、日常の社会生活や文化においてもそのような価値観の浸透が図られることになりかねません。

戦争で人を殺し、殺されることもなく戦後７２年を過ごしてきた平和なこの国を、少なくともこのままの形で次の世代に手渡したいものです。

以　上

## ■ 原告　U ■

第６回期日

1　私は１９９４年から、内戦や戦争があった海外の国で、主に障害者を支援するいくつかの団体で働いて来ました。直近では２０１５年から２０１７年１２月まで、日本イラク医療支援ネットワークに所属し、ヨルダン国内に避難しているシリア難民の障害者の支援を、ヨルダンで行っていました。昨年１２月末にその仕事を現地の団体に引き継いだため、現在は日本に一時帰国していますが、5 月以降にまた現地に行く予定です。

2　私がこのような仕事に就いたのは、高校生のころに考えたことがきっかけになっていると思います。私が高校生だった１９８４年６月に、１９８０年から続いていたイランイラク戦争が、デクエアル国連事務総長の粘り強い交渉により軍事攻

撃を中止することで合意したことを知り、相手を制圧することなしに戦争を終えることができることに感動しました。そこから、国連安全保障理事会の役割に関心を持ち、大学では国際法を学びました。また同じころ、授業で障害児の施設を訪問したことをきっかけに障害者の問題にも関心を持ち、障害ある人もない人も、同じように生活する社会を実現したいと考えるようになりました。

大学卒業後は、一般企業に入社したのですが、もともと関心を持っていた仕事がしたいと強く思うようになり、カンボジアをはじめとする東南アジアやアフリカなどで、いくつかの障害者支援の仕事を中心に行い、２０１５年１月から２０１７年１２月までは、ヨルダンと日本を行き来して仕事をしていました。

3 ヨルダンでは、ヨルダン、シリア、イラク、パレスチナの人と一緒に仕事をしましたが、彼らは一様に「日本はよい国だ」と言ってくれます。それは原爆投下で壊滅的な被害を受けたにもかかわらず驚異的な経済成長を遂げたこと、戦争をしないことを約束し、実際に第二次大戦後は戦争に関わっていないことなどが理由となっています。この様な日本に対する印象が、所属する団体が活動を円滑に進められる下地となっています。現地の人が日本によい印象を持っていることは、カンボジアを始め世界の様々な場所でも経験したことです。

4 ２０１４年７月に安倍内閣は、集団的自衛権行使を認める閣議決定し、その後安保法案を提案しました。その際に安倍首相は「ＮＧＯを護る」ことを法案提案の理由として挙げました。私を始め多くのＮＧＯ、ＮＰＯの関係者は、これを聞いたとき、とんでもない話だと思いました。もしＮＧＯ等の活動中に、自衛隊が武器を持って警護に来るようなことがあればそれは、かえって関係者を危険にさらすことになるのです。

私たちは、武器を持たずに紛争の犠牲者支援の活動しています。現地の人たちもそれを知っているから、私たちを信頼して活動を認めてくれるのです。もし何かあったら武力の行使がされる、などということになれば、現地の人と私たちの信頼関係は崩れてしまい活動はできなくなってしまいます。また、もし私たちの安全が脅かされるような事態が発生したとしても、自衛隊が武力を持ってやってきたら、私たち自身が更に危険な状況になることは目に見えています。武力があれば私たちを救出できるなどということは、机上の空論に過ぎないのです。

多くのＮＧＯ、ＮＰＯの関係者が、安保法の成立のために安倍首相に利用されたと感じ、非常な憤りを感じていました。そこで私たちは「**NGO** 非戦ネット」というネットワークを通じて連携し、国会周辺のデモに参加するなどして、安保法案に反対してきました。

5 しかし、安保法制が成立してしまった今、日本が「駆け付け警護」や、集団的自衛権の行使を理由に、紛争に武器をもって参加するような事態になった場合、これまでに築いてきた「武力を使用しない」ことによる信頼が崩れ、現地で活動する人々の安全が脅かされることが強く懸念されます。現に、２０１５年１月に、**IS**（イスラム国）は、中東で活動していた後藤健二さんを殺害する際に「アベ（安倍晋三首相）、勝ち目のない戦争に参加するというお前の無謀な決断のため」に殺害をするという声明を出しました。**IS** は過激なテロ組織で、一般のアラブの人たちとは違いますが、そのように考える人たちがいるという事実は無視できません。更に２０１６年７月にバングラデシュで日本人の援助関係者 **7** 人が殺害された事件が発生しました。被害者のひとりは「自分は日本人である」と発言したにもかかわらず、テロリストに殺害されてしまいました。もはや「日本人だから」安全とは言えなくなっています。世界の人たちは、日本の政治状況の変化を実によく見ています。**15** 年程前、私はバングラデシュでの事業に従事していました。あの時だったら「私た

ちは日本人です」と言えば撃たれなかったのではないかと思います。日本人は強盗に狙われることはあってもテロリストに命を狙われる対象ではなかったからです。

実際に、以前は中東の空港では日本人の手荷物検査は殆どされませんでした。しかし安保法成立後から、アメリカ人などと同じように厳しい検査を受けることになりました。私もドーハやアブダビで、厳しい手荷物検査を受け、日本に対する見方が明らかに変わったと感じました。

6 また、シリアでの戦闘の状況を見ていると、紛争は武力によっては解決できないことを強く感じます。シリアの一般市民も、武器は要らない、と心から思っています。平和憲法を護ってきた日本の立場は、平和の構築にあたって決して非現実的なあり方ではなかったと思います。しかし安保法成立後日本は、米艦防護や警戒監視中の米艦船に対する給油などを実際に始めており、戦争に加担する方向で進んでいるのは、決して国民を安全にすることではないと思います。

7 私は今後も、海外に行きますが、自分の安全が護られるために一番大事なのは、日本が武力を行使しない国である、という立場をこれからも維持することです。

裁判所には、今後の日本のあり方を左右するこの裁判において、慎重な判断をしていただきたいと思っています。

以　上

# Ⅵ：第7回期日　意見陳述

2018.8.16.

## ■ 弁護士　伊藤　真 ■

第７回期日

違憲審査権の意義と裁判所の役割について、新安保法制法の制定過程を踏まえ、諸外国と対比しながら述べる。

### 1 民主的な政治過程との関係について

違憲審査権（憲法８１条）を行使する際には、私権保障型の付随的審査制を基本としながらも、それが憲法保障機能を持つべきであることも十分に配慮しなければならない。

その配慮とはすなわち、必要な場合に合憲性の統制に積極的になることである。その「必要な場合」かどうかの判断は、代議的自治の政治過程によって悪法を矯正できない状況にあったかどうかが、１つの指標となる。

では、新安保法制法の審議過程において、国民の声が反映されていたかといえば、全くそうではなかった。むしろその不十分さと異常さが顕著な国会というほかはなかった。首相らの答弁が二転三転し、適法な委員会決議がないままに採決が強行された。このように、新安保法制法の審議過程における不十分さと異常さに照らせば、国民の声がそこに届いていたとは言いがたく、そうだとすると、裁判所は、合憲性の統制に積極的に乗り出さねばならない。

### 2 統治行為論について

仮に統治行為論を概念として肯定したとしても、本件訴訟は司法判断がなされるべき事案である。まず、砂川判決の統治行為類似の理論に従って今回の新安保法制法を判断するのであれば、「一見極めて明白に」違憲無効か否かの判断を避けて通ることはできない。

そもそも、統治行為論は、政治問題については、裁判所よりも国民の意思が直接反映されている国会で判断するほうが民主主義に適合するという考えに支えられている。ところが、新安保法制法は

先に述べたように不十分な審議経過と異常な議決によって成立したものであり、統治行為論の前提を欠く。仮にこうした民主政の過程が機能しない場合であるにもかかわらず、統治行為論によって司法審査を避けようとするのであれば、それは司法にとって自己否定と言わざるを得ない。

また、統治行為論は、この理論の母国であるフランスでさえ制限されてきているし、アメリカ法における「政治的問題の法理」も、砂川判決に影響を及ぼした時代とは異なり、かなり制約された領域に関するものと解されている。仮に、裁判所が本件で違憲審査を回避した場合には、憲法９条の法規範性が失われ、単なる理想条項になりかねないと園部逸夫・元最高裁判事は指摘し、「解釈改憲の果てしない継続は、日本における『法の支配』原理の終焉をもたらす。」と警鐘を鳴らしている。

## 3　憲法判断の回避について

憲法判断回避の準則によって裁判所が自己抑制をすることがある。しかしこれは、絶対的なルールではない。むしろ、類似の事件が多発する恐れがあり、明確な憲法上の争点があるような場合に憲法判断することは学説上も是認されてきた。この点について、芦部信喜教授は、憲法判断回避のルールによらず、憲法判断に踏み切る際に総合的に考慮すべき要素として「事件の重大性」、「違憲状態の程度」、「その及ぼす影響」、「権利の性質」をあげる。これらの要素を当てはめてみたとしても、新安保法制法の憲法適合性にかかわる本件訴訟については「憲法判断回避の準則」を適用できる場合ではない。

## 4　外国の違憲審査制

日本国憲法の違憲審査制のあり方について考える際に、日本と同様に立憲主義、法の支配、権力分立、民主主義、司法権の独立、そして基本的人権の保障などの憲法価値を重視している諸外国の違憲審査制のあり方が参考になる。

アメリカやフランス、ドイツでは「人権保障」のために裁判所が積極的に違憲審査権を行使し、憲法違反との判決を下すことに躊躇しない現実がある。アメリカでは最近でもトランプ大統領が出した入国禁止令に対し、さまざまな裁判所が積極的に違憲判断を下しているし、最高裁もこの問題が政治的問題あるいは政策的問題であることを理由に判断を避けるような司法の自己否定につながるようなことはしていない。

本件訴訟は、新安保法制法が違憲であるか否かという憲法問題を問うものであり、安保政策そのものの当否を問うものではない。こうした重要な法律問題を解決するために裁判所が積極的にその権限を行使するべき事案であることは、アメリカにおける政治問題の法理の展開を見ても明らかである。

フランスやドイツでも、「憲法院」や「連邦憲法裁判所」の積極的な人権擁護の判断は、多くの国民の支持を得ている。

なお、近時は「付随的違憲審査制」（アメリカ型）と「抽象的違憲審査制」（ドイツ型）の両者がお互いに歩み寄る「合一化傾向」があることも忘れてはならない。例えば、アメリカ型では、個々の権利救済が違憲審査制の一義的な機能とされ訴訟要件が制限されていたことが改められ、しだいに当事者適格等を緩和するような運用が認められる。それによってドイツ型のような客観的な憲法秩序保障に近いものが導入されつつある」と指摘されている。

## 5　裁判所と裁判官の職責

新安保法制法をめぐっては、日本の裁判所は「人権保障」の職責を自覚し違憲判断を行うべき緊急性がアメリカやフランスの事例以上に高いものとなっている。

南スーダンにおいては、自衛官は遺書を書かざるを得ないような状況に追い込まれても、安倍内

閣は自衛隊を南スーダンから撤退させなかった。自衛官その人は「平和的生存権」、「人格権」を侵害されているし、自衛官の家族や関係者、戦争体験者などの原告の中には自衛隊が人を殺傷し、そして殺傷されることに強い恐怖などを感じる人も少なくない。海外での武力行使を認める新安保法制法を憲法違反と判示することは、自衛官やその家族や関係者などの「平和的生存権」や「人格権」を裁判所が擁護し、その職責を果たしたことになる。

一方、裁判所が新安保法制法に対して実質審理に入らなかったり、憲法判断を避けることにより、違憲の既成事実が積み重ねられることを黙認したり、あるいは誤った合憲判断を下したりした結果、新安保法制法が存続することになれば、多くの自衛官が海外での戦闘で殺傷されるような事態を招くことになろう。

その場合には、新安保法制法を成立させた安倍内閣と同様、裁判所自身も「自衛官が人を殺傷し、殺傷される」ことへの共同責任を免れないと言わざるを得ない。そして安倍内閣に忖度するような判決を下すのであれば、国民の裁判所への不信は募り、ワイマール共和国時代の裁判所と同様、後世において批判の対象となることを免れないであろう。

日本の裁判所もアメリカ、フランス、ドイツの裁判所と同様に、人権、そして憲法価値を守る存在であることを明確な判決で示し、日本にも「法の支配」が存在することを内外に明らかにする職責が裁判所にはあるのである。

そもそも、「人権保障」と「憲法保障」という目的は、「水と油」のような相いれない関係ではない。むしろかなり重なり合う。「人権保障」のためには、「私権保障型」の違憲審査制を固守するのではなく、「憲法保障機関」としての裁判所でもあるべきなのである。

いうまでもなく、戦争は最大の人権侵害である。国家が戦争に近づくことを阻止することは、最大の人権侵害を未然に防ぐことを意味する。だからこそ、人権保障のためには、憲法９条や前文の平和主義が要請する平和国家としての憲法秩序の維持が不可欠である。

そして、この憲法秩序を保障するために、裁判所が「憲法保障機関」としての役割を果たすことが人権保障の観点から要請される。原告らの精神的苦痛を含む具体的な権利侵害を受けている事実を無視して、法的保護利益がないなどとして憲法判断を避けるようなことがあれば、それは「憲法保障」のための裁判所としての役割を放棄することになるのみならず、人権保障機関としての裁判所の役割をも放棄したことを意味する。

そして、内閣法制局が、内的批判者たる法律家としての役割を自ら放棄してしまった今回のような事態においては、政治部門の外にいる裁判所が、立憲主義の擁護者としてその役割を積極的に果たす以外に、日本の立憲主義を維持貫徹する方途はない。

そもそも裁判所は政治部門の判断を追認するために存在するのではない。主権者国民が政治部門に委ねた憲法の枠組みに沿った国家運営がなされているのか否かを厳格に監視するためにその存在が認められているのである。裁判所が、今回の新安保法制法の違憲性についての判断を避け、自らその存在意義を否定するようなことがあってはならない。

よって、たとえ被告が争点とすることを避けるため、反論をしなかったとしても、裁判所としては、新安保法制法の違憲性について、原告の主張を受け止め、必要な証人の尋問も含めて十分な審理を尽くした上で、憲法が裁判所に課した職責を全うするべきである。

そしてこれは憲法制定権者たる国民から裁判所に負託された使命であり、裁判官にはこれに応える憲法上の義務（憲法尊重擁護義務については９９条）があるのである。

これまでもそれぞれの時代における、その時代固有の司法の役割、裁判官が果たすべき役割があった。今の時代は、政治部門が憲法を尊重し敬意を払っているとは思えない状況にあり、政治部門内での抑制・均衡が機能不全に陥っている。これまでにないほどに立憲主義、平和主義、民主主義、適正手続といった憲法価値が危機に直面している。こうした時だからこそ、果たさなければならない司法の役割、裁判官の使命があるはずである。私たちは、裁判所にあえて「勇気と英断」などは求めない。この歴史に残る裁判において、裁判官としての、法律家としての職責を果たしていただきたいだけである。憲法を学んだ同じ法律家として、司法には、政治部門に対して強く気高く聳え立っていてほしい。このことを切に願う。

以　上

## ■ 弁護士　福田　護 ■

第７回期日

原告準備書面（１４）に関し、法的保護利益の問題について述べる。

1　「国賠法上保護された利益」とは何か

本件において被告は、原告らが新安保法制法の制定によって侵害されたと主張する権利ないし利益は法律上保護された利益とは認められないから主張自体失当であるとし、そのことだけを根拠に本件国賠請求は棄却されるべきものと主張する。そのことによって同時に被告は、新安保法制法の違憲性という本件の核心をなす論点についての議論を回避しようとしてきた。

しかし、国賠法上「法律上保護された利益」なるものを独立の要件とみるべきかということ自体、基本的な疑問があることであり、現に被告も、「法律上保護された利益」とは何かについて、何ら明確な説明ができていないし、その有無の判断基準らしきものも提示できていない。また、被害が主観的な不安感や危機感である場合でも、だからといってそれだけで法的保護利益性が否定されるべきものでもない。

例えば被告は、原告らの人格権侵害の主張に対し、戦争やテロの危険にさらされるのではないかという「漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」「かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」と主張するが、不安感や危機感を抱かされない利益も、れっきとした利益であって、最高裁判例によっても法的保護利益たり得ることが認められている。「漠然とした」とか「域を超えない」とか「かかる程度の」とかいうのは、特定の立場からの評価にすぎず、「不安感」だから法的保護に値しないなどと決めつけることはできないのである。

2原告らの被害は新安保法制法によって作り出された客観的事実によるものであること

また、本件における原告らの戦争やテロへの恐怖、不安、危機感、そして自分の人格に侵襲を受けた苦痛は、原告らの政治的信条やものの見方考え方によるものなどではない。あるいは、新安保法制法が国会で成立してその主義主張が通らなかったことに対する憤怒の情や、挫折感、焦燥感などとも全く異なる。

原告らの精神的苦痛は、新安保法制法という日本国憲法上許されない立法行為が、集団的自衛権行使の禁止及び海外派兵の禁止という憲法上の禁を犯し、日本の国と国民を戦争とテロに巻き込む危険を一挙に拡大したという、客観的事実によって根拠づけられている。現に、この間の新安保法制法の適用によって、南スーダンでは自衛隊の部隊がいつ殺傷や戦闘に直面するか分からない状況が現出し、あるいは自衛隊の護衛艦に米軍の補給

艦の武器等防護が発令されて、日本は北朝鮮との極度の軍事的緊張の対立当事者となった。

原告らは、このような客観的事実の下で、それぞれの戦争体験や社会的立場等に応じて、戦争の再来におののき、苦難の人生の精神的拠り所を失い、基地の街に生活することに怯え、平和への職業的使命を妨害されるなど、各人固有の人格の侵襲を受けているのである。

### 3 主観的利益の重要性と本件侵害行為の重大性

これまでの最高裁判例によっても、平穏な日常生活を送る利益、焦燥・不安の気持を抱かされないという利益、内心の静穏な感情を害されない利益、良好な景観を享受する利益なども、法的保護の対象となることが明らかにされてきている。近時の下級審裁判例を見ても、人の精神に対する侵害や環境への侵害など非物理的侵害が不法行為法理上重要性を増し、「人格権の主観化」が進んでいることが広く指摘されている。こんにち、人格的利益を中心に不法行為法の保護利益が拡大し、不法行為の成立が全く否定される利益は少ない。

まして、不法行為の成立は、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・性質との相関関係の下で、総合的に判断すべきものとする定着した判例法理の下で、明確な根拠も判断基準もなしに、アプリオリに「法的保護に値しない」として救済の入口で排除するような取扱いが、決してなされてはならない。

圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官や元最高裁裁判官らがこぞって指摘するように、明らかに憲法９条に違反する新安保法制法の制定という異常かつ重大な本件侵害行為が存在し、かつ、それによってこの国と原告ら国民が直面させられている戦争への危険という客観的事実が存在する。この客観的状況を直視し、その内容を解明し、その上に立って原告らの権利と利益の侵害の事実を正面から受け止めること――それが本件審理において、何よりも求められている。

以　上

## ■ 原告　Ｔ ■

第７回期日

私は１９××年生まれ、今年××歳になります。埼玉県の私立高校教員を経て１９××年に神奈川の県立高校に採用となり、現在非常勤講師として勤務しています。半世紀も歳の違う生徒と接していますが、この子たちもずっと戦争を知らない世代であってほしいと願っています。そのためにこの裁判はあり、私が原告となった理由でもあります。

しかし、現実は戦争できる国に向かって突進しているように見えます。それを強く感じはじめたのは学校現場に「日の丸・君が代」の強制が持ち込まれた時です。

１９９９年に国旗国歌法が成立しました。思想・良心の自由の侵害を危惧する声に対して、政府は「強制するものではない」「起立・斉唱は自由」という答弁をしていました。しかし、学校現場で起きたのは、政府答弁をはるかに越えて、式への「日の丸・君が代」の強引な導入そして起立・斉唱の強制でした。生徒たちがつくりあげた、卒業生と保護者が同一フロア上でお互いに喜びを確認できる式の形態はすべて廃止され、参加者全員がステージ上の壁に貼り付けられた「日の丸」を仰ぎ、起立して「君が代」を斉唱するという、復古的な形態がおしつけられました。主人公は生徒ではなく「国家」になってしまったのです。

２００３年１０月、東京都教育委員会は通達を出し、それに従わなかった不起立者に対し大量の処分を行いました。そのあとを追うように２００

４年、神奈川県教育委員会も「起立・斉唱」の通知を県下の校長に発出、２００６年からは不起立者の氏名収集を始めました。侵略戦争の象徴としてある「日の丸・君が代」を再び学校に強制し、誰がそれに反対の意思表示をするか調査し始めたのです。「人権教育をうたっている県教委がこんなことまでするのか」と愕然としました。

神奈川県は、思想・信条情報の収集を原則禁じる「神奈川県個人情報保護条例（第６条）」をもっています。私たちは、「氏名収集はこれに違反するのではないか」と考え、神奈川県個人情報保護審査会へ異議申立てをしました。同審査会の結論は思想信条情報であることを認め「やってはならない」との答申でした。また、県が諮問した神奈川県個人情報保護審議会も同様な結論でした。

ところが、県教委はそれを無視しました。県が自ら設置した２つの諮問機関から「ＮＯ」を突き付けられたにもかかわらず従わなかったのです。これでは何のために諮問機関があるのかわかりません。この異常事態は「日の丸・君が代」だからこそ起きたこととしか考えようがありません。民主主義はどこに行ってしまったのでしょう。

これでは「もう裁判に訴えるしかない」と決意し、２７名で横浜地裁に提訴しました。一審は思想信条情報であることは認めました。にもかかわらず職務命令があったとし、そちらを重くみて敗訴となりました。二審は思想信条情報であることさえ認めず、しかも職務命令もあったという判断で敗訴しました。職務命令など出されていなかったにもかかわらずです。事実、「起立・斉唱の義務不存在」を求めるもう一つの裁判では、「職務命令はなく紛争は存在しない」との高裁判決がすでに確定していたからです。同一事案で異なる事実認定がされているというのも異常としか言いようがありません。

氏名収集は現在もなお続けられ、不起立者が１名になっても絶対に許さないという姿勢が貫かれています。この異様な徹底ぶりは、戦争に反対するものを絶対に許さないという戦前の状況を想起させます。

「思想・良心の自由」を奪われた教職員が生徒たちに「起立・斉唱」を強制することを恐れてきた私は、仲間とともにここ数年、県教委と話し合いを持っています。「起立・斉唱する、しない自由」があることを卒業式・入学式の前に生徒に伝えるよう申し入れています。しかし、県教委は全く理解を示さず、不起立するような生徒に対しては、「粘り強く指導する」という回答を変えていません。実質的な強制です。

「日の丸・君が代」は、入学式、卒業式という学校の入口と出口で特に強制されます。そして、いまや通常の教育内容に道徳が入り始めました。国家が定めた「愛国心」や「家族愛」など２２の価値を教えるというものです。まさに戦前に逆戻りしつつあります。

私は教員になって４５年ほどたちます。平和主義、民主主義、基本的人権を３原則とする日本国憲法を実現するために、及ばずながらも努力してきたつもりです。

広島、長崎、そして沖縄の修学旅行を企画したり、引率もしました。生徒たちと、少しでも戦争を身近に感じ、戦争を繰り返してはならないという思いを共有したかったからです。

「戦争ができる国」は民主主義も基本的人権も吹き飛ばして成り立つものだということを、私はいま肌で感じています。神奈川県に採用される際、「憲法尊重」の宣誓書にサインをしました。新安保法制が合憲ということになれば、サインした時の憲法の条文が何も変わっていないのに、今まで私が信じ行動してきたこと生徒たちに伝えたことや彼・彼女らとともに考え・確認してきたことと真逆のことを容認しなければなりません。これは自己矛盾であり私にとって耐えがたい苦痛です。

裁判所におかれましては、新安保法制が違憲であるという判断をしてくださることを切に願っています。

以　上

# Ⅶ：第８回期日　意見陳述

2018.11.29.

## ■ 弁護士　関守　麻紀子 ■

第８回期日

原告ら準備書面１５に関して、新安保法制法の制定により原告らが被っている被害について、述べます。

1　原告らは、新安保法制法の制定により、人格権、平和的生存権、憲法改正・決定権を侵害され、侵害状態は現在もなお継続しています。本件訴訟の４００名を超える原告らは、それぞれ、年代も、経験も、置かれている立場も異なります。原告らが受ける被害は、単に１つの権利・利益を侵害されたというにとどまらない、いくつもの権利・利益を侵害された複合的な被害であり、その比重は、それぞれの原告によって異なります。

2　原告の中には、７０余年前の太平洋戦争の経験者もいます。空襲を受け、火の海を、倒れた死者達を踏みつけにしながら逃げまどい、負傷して苦しむ知人を置いて逃げたことが何十年もの間、心の傷となっている原告。走行中の電車が機銃掃射を受け、負傷して血だらけになった乗客らを目の当たりにした原告。キリスト教信者であったために弾圧を受けた、父やその仲間の苦悩を心に刻み付けた原告。戦中、戦後の食糧難をひもじさに耐えて生き延びた原告。

命の危険にさらされ、人格を崩壊させられかねないほどの過酷な体験を強いられた原告らが、その後の人生を生き抜くことができたのは、憲法の存在ゆえでした。憲法が戦争を放棄し、平和を保障したことによって、今後もう２度と同じ過ちを繰り返すことはない。戦争を２度
と繰り返さないと誓うことで、多くの人の命が奪われ、人間らしい暮らしを奪われた、戦争の犠牲が報われる、と考えることができました。そして、同時に自らが生きていくための力ともなりました。

憲法を守り、戦争をしない国を維持することが、原告らにとって、生きることそのもの、であり、人格の実現となってきたのです。

3　戦争を直接経験した原告らだけではありません。父母や祖父母など身近な人から戦争の体験を伝えられ、あるいは、自ら学んで、２度と戦争をしてはならないと考え、憲法が保障した平和を後世の代に引き継ぐことを自らに課してきた原告らもまた、憲法の理念を維持することで、人格を実現してきました。

4　神奈川県は「全国第２の基地県」と称されますが、原告らの多くが、在日米軍基地である横須賀基地や厚木基地の周辺に居住しています。

横須賀基地は、世界で唯一、米国本国以外で、米空母の母港となる基地であり、原子力空母が配備されています。もし横須賀基地が武力攻撃やテロの対象となれば、攻撃による被害のみならず、原子力被害にもみまわれることになります。このことは、基地を抱える横須賀市が、市が策定する国民保護計画において、原子力空母に対する攻撃によって生じる「武力攻撃原子力災害」に対する対処について定めていることからも明らかです。

３．１１東日本大震災による福島第一原発事故を経験しその被害の甚大さを知った日本人にとって、原子力事故は非常な恐怖です。

厚木基地は、米軍機と自衛隊機とが訓練を含めた飛行を行う基地であり、４０年以上にわたり訴訟が継続するほど、航空機による騒音の被害が甚大です。過去には複数の死傷者を出す凄惨な墜落事故も複数発生しています。今後、基地の緊張度が高まり、飛行回数が増加すれば、騒音はさらに

悪化し、墜落事故の危険性も増大することになります。

基地周辺に暮らす原告らは、現在すでに生じている基地被害の悪化の危険や、在日米軍基地が武力攻撃やテロの対象とされることへの恐怖を強く感じています。２０１７年５月には、新安保法制法に基づき、横須賀基地所属の海上自衛隊護衛艦による米軍軍艦の「防護」が実施されており、原告らが感じている恐怖は、現実的なものであります。

5 原告らは、新安保法制法は憲法に違反するものであり許されないとの意見を表明し、国会での審議に原告ら一人一人の意思を反映させるべく国会前へも足を運びました。このような原告らの行動が、学者らを動かし、憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判事などの法律の専門家が、法案は違憲であると指摘するに至りましたが、それにもかかわらず、国会では、数の力に頼った強行採決が行われました。原告らは、主権者としての権利をも、侵害されました。

6 原告らの被害は、今述べたことに尽きるものではありませんが、時間の制約があり、ここですべて述べることはできません。

被告は、原告らの被害が、「我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」、新安保法制法に「反対している自らの主義が容れられないことにより心情が害されたことを言い換えたものにすぎ」ないと述べて、具体的な権利たりえないと主張し、原告らの権利・利益の矮小化を試みています。

前回期日と本日、原告らの陳述書を提出しました。原告らが、戦後の人生をどのようにして生きてきたか、不戦の誓いを守るためにどのように生きているか、軍事施設の近くに暮らしてどのような恐怖を味わわされているか、ご理解いただきたいと思います。

原告らの被害は、漠然とした不安感にとどまるものではありません。自らの主義が容れられないことへの不満にすぎないものでもありません。

原告らの権利・利益は、それぞれの経験に支えられた、「ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存すること」にかかわる人格的利益であり、平和的生存権の内実と重なるものでもあるのです。

7 憲法学者の青井未帆氏は、「日本国憲法は、実際に権利や自由への侵害が生じてしまってからでは遅いからこそ、侵害が生ずる一歩手前の段階で、そのような個別具体的な侵害が生ずることを防ぐための手段ではなかったのか。」と述べ、憲法９条に違反する国家行為がなされているにもかかわらず、伝統的な意味での具体的権利侵害が生じていないとして裁判所が取り扱わないのであれば、一歩手前で防いで自由を確保するという制度の趣旨が没却されることとなり、人権の保障という司法の役割を放棄することになりかねない、と指摘しています（甲Ｂ１１）。

本件において、裁判所が、原告らの被害に虚心坦懐に向き合われ、憲法を保障し、ひいては人権を保障するという司法の役割を果たされることを切に望みます。

以　上

## ■ 原告　N ■

第８回期日

1 何十年も前に見た夢が脳裏に映像として焼き付けられていて、今でもハッキリと思い起こすことができます。その夢は、大人になり「戦争を起こしてはならない」という思いへ結びつき、平和

を希求する土台になっていると感じています。

私は１９５５年１０月２４日に広島県呉市で生まれ、育ちました。小学校時代は、夏休み前には戦争に関する映画を観たり、８月６日の原爆の日は登校するなど平和教育を受けていました。

しかし、高学年の時に社会見学で訪れた原爆資料館（現平和資料館）で受けたあまりにも強烈な印象がずうっと脳裏から離れず、そのため大人になるまで「原爆」というものを直視できなくなっていました。社会見学から帰ってきた夜、「助けて、助けて」と言って私に追いすがる大勢の人ー今なら阿鼻叫喚する人々と言えますがーで動けなくなった夢を見て怖くなり、泣きながら母親の布団にもぐり込んだことが思い出されます。

それからは、「なぜ戦争をするの？どうして戦争をとめなかったの？」と何度も母に聞いたりしました。母は「あの頃は軍部・特高が怖くて、とても嫌だとは言えなかった。戦争は兄弟げんかと同じ、だから仲よくしなければならないのよ」と諭してくれました。こうの史代原作の「この世界の片隅で」で、海をスケッチしていただけで特高から嫌疑をかけられる場面がありますが、父も実際に「戦艦大和を建造した軍港都市の姿を撮っていた人が特高に連れて行かれたのを見た」と言っていました。また、その頃は冷戦時代で緊張関係が続いていた時でしたので、「いつ第３次世界大戦が始まるかもしれない」と子どもたちの間でも話題になっていました。子供たちの頭の中では「戦争＝原爆が落とされたヒロシマ」ですから、「戦争になったらどうしよう」と怖い思いで日々を過ごしたことが思い出されます。

このように、原爆と戦争への恐怖心を持ちながらも、「日本には憲法９条があるから戦争が起きることはない」という単純な安心感で恐怖を払拭し、成長していきました。

2　結婚して横浜に住むようになり、子どもが生まれてからは特に「食・環境・反戦平和」に関心を持つようになり、活動も始めていましたが、大きな転機が訪れたのは、１９９９年に成立した新ガイドライン関連法の国会審議が始まった時です。

自衛隊だけでなく、自治体、民間までもが米軍の後方支援に動員されてしまう法律の誕生は、憲法違反であるだけでなく、「日本の防衛戦略が変節し今後も拡大していってしまう」という強い危惧をもたらせるものであり、同時に私は「基地県神奈川」に住んでいることを改めて自覚しました。この時から戦争をよりリアルに感じるようになり、様々な集会やデモにも参加するようになりました。

１９９９年、新ガイドライン関連法に続いて国旗国歌法、住民基本台帳改正法、通信傍受法も成立しました。国のあり方が変わっていく様を痛感し、８月１５日を終戦記念日と呼んで被害の側面しか伝えてこなかった戦後の教育や政策に疑問を感じました。「『ヒロシマ・ナガサキの有る国』で９条を真に体現する社会をつくるためには何ができるだろう」と考え、結果、これまで自分から

傍聴に並ぶ　2018.11.29.

遠ざけていた「原爆」に向き合い、戦争を問い直し、戦争の悲惨さ、愚かさ、武力で平和はつくれないことなどを、市民目線で子どもや孫たち次世代に伝えていきたいと思うようになりました。

その一歩として、私が加入していた生協が行っている「ヒロシマ子どもツアー」のスタッフとなり、２０００年から１０年間、１０代の子どもたちと一緒に戦争・平和について学び直しました。炎天下の広島で、８月５～７日までの３日間、被爆証言、原爆ドームでのダイ・イン、資料館ほか戦争遺跡周りと精力的に見て聞いたヒロシマに、平和が空気であるかのように育った子どもたちにとっては、当然、見るもの・聞くこと全てが衝撃的であり、「気持ち悪い、怖い」など吐露しながらも、最後には「戦争になったら絶対、声を上げて止める」「首相になって核兵器を無くす」等々、乾いた大地に水が染みこんでいくような柔軟な感性で応えてくれました。

戦争とは殺し・殺されることであり、平和を構築していくには、史実をきちんと学び、原爆を語り継いでいくことの大切さが不可欠だと受け止めていました。「見て、聞いて、感じ、そして想像して考えることは、９条を守り、活かすことに繋がる」と私たちに教えてくれた「ヒロシマ」こそが平和の原点だと学んだ１０年でもありました。

**3** 一方でこの１０年、日本の軍事戦略は日米一体化の方向に強化されていき、戦争への恐れも強くなっていきました。政府はイラク戦争を機に、自衛隊のインド洋やイラク、南スーダンへの海外派遣やソマリア沖海賊への対策部隊派遣、ジブチへ自衛隊初の恒久的な海外施設の設置など、全て特別法や解釈改憲で行ってきました。

さらに深刻に感じ始めたのは、２０１３年に成立した秘密保護法の時です。数の力にものを言わせての深夜の強行採決でした。この年は共通番号法も成立しています。

そして極めつけは、２０１５年の集団的自衛権の行使を可能にした安保法制の成立です。この法律によって、自衛隊員が他国のために海外に出て人を殺し、自分たちも殺される可能性が極めて高くなってしまいます。私が小学生の頃からずうっと怖れ、何とか阻止しようとがんばってきた「戦争」が現実のものになる、ということを意味します。「何のためにこれまでがんばってきたのか」と奈落の底に突き落とされた思いです。

そして、安保法制成立後も、２０１６年の盗聴法改悪（刑訴法の改正）、２０１７年の共謀罪成立、と「戦争できる体制」を補完する法律が次々制定されていきました。「秘密保護法は軍機保護法」「盗聴法の改悪は隣組」「共謀罪は治安維持法に匹敵する」といわれており、「個より国家を優先する」とハッキリ明言する政治家も現れ、まるで侵略戦争を推し進めていった戦前そのものだと感じます。

**4** 戦後７３年経てなお、今も苦しんでいる被爆者や戦争犠牲者の心と身体は決して癒されていません。国内だけではなく、アジア各国の人々にも多大な犠牲を強いました。また、戦争で心を病み入院したままの日本兵たちの存在も明らかになっています。戦争は人であることを否定し、人格まで壊してしまいます。私たちは、戦争体験者から「戦争だけはやってはいけない」と教えられ、また子どもたちに教えてきました。９条はそうした戦争犠牲者の想いから生まれたものです。

このままでは、「ヒロシマ子どもツアー」で一緒に学んだ子どもたちが戦争に行かされてしまうのではないか、という不安は強く、「戦争を止める」と力強く語った子どもたちがそれを表明できない体制になってしまうのではないか、と危惧しています。

安保法制は、９条の戦争放棄・戦力不保持に反し、国民主権・基本的人権・平和主義を謳う憲法に違反するものです。本訴訟で、裁判所が「安保法制は憲法違反」との判断を下されることを強く要望し、期待します。

以　上

# Ⅷ：第2回総会記念講演

2018.10.31.

## テーマ：安保法制で軍隊化する自衛隊、

講　師：**半田滋さん**（東京新聞論説委員）

世話人：大和田　章雄

半田滋さんの講演内容は、安倍政権の強行による安全保障関連法がいかに憲法違反であるかを明確に指摘しています。まず初めに、問題として明らかになった点は、２０１４年７月１日の安倍政権の閣議決定です。

第一に、集団的自衛権の行使であり、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理にもとづく自衛のための措置として、憲法上許容される」という武力行使の３要件です。

第二に、他国の武力の行使との一体化であり、「他国が『現に戦闘行為を行っている現場』でない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については当該他国の『武力行使と一体化』するものではない」ということを正当化し、米国の戦争への後方支援を可能にしていることです。

また、安全保障関連法で可能になった自衛隊の活動は次の５点です。

１．集団的自衛権の行使（武力攻撃事態法、自衛隊法）

２．日本の安全確保のために、他国軍の戦闘を支援（周辺事態法）

３．国際の平和と安定を目的に、他国軍の戦闘を支援（新法制定）

４．ＰＫＯ以外の国際的な平和協力活動に参加（ＰＫＯ協力法）

５．武力攻撃に至らない侵害への対処＝日本の防衛に資する活動に従事する米軍と他国軍隊の武器等を自衛隊の防護対象とすること（自衛隊法）

この中で、実施された自衛隊の活動は、

①　南スーダンでのＰＫＯとしての「駆けつけ警護」と「宿営地の共同防護」、

②　北朝鮮対策としての米艦艇防護、米航空機の防護、米艦艇への洋上補給です。

南スーダンの駆けつけ警護では、日本政府は、「比較的落ち着いている」（２０１６年１０月８日、稲田防衛相）と虚偽の答弁を繰り返し、国連の見解では、「不安定な、流動的な状態が続いている。国全体の治安は悪化しており、とりわけ政府軍が反政府勢力の追跡を続けている中央エクアトリア州の悪化が著しい」（情勢報告書２０１６年８月１２日～１０月２５日）ということが明確に示されました。

さらに、安倍改憲のねらいについて、次のよう

11.29.報告集会

な分析がなされています。

「国民投票で自衛隊の存在を書き込む改正案が否決されたら、自衛隊の違憲性が確定する」という野党の指摘に対して、安倍首相は「たとえ否定されても自衛隊が合憲であることは変わらない」「肯定されても自衛隊の任務、役割は変わらない」と主張しています。

安倍首相のねらいは、自衛隊を憲法に明記することで、違憲との批判が強い安全保障関連法を改定された憲法によって合憲とし、次の段階では自衛隊を「軍隊」つまり制限のないフルスペックの集団的自衛権の行使と多国籍軍への参加に踏む切ることです。

事実、アーミテージ元米国務副長官らによる「戦略国際問題研究所（ＣＳＩＳ）」が **2018** 年 **10** 月 **3** 日、「**21** 世紀における日米同盟の再構築」（通称「アーミテージ・ナイレポート」）と題する提言を発表しましたが、「アーミテージ・ナイレポート」は、日本政府・安倍政権にとっての政策立案のバイブルとなっています。その中で、日本政府への要求は次のようになっています。

「米軍と自衛隊の一体化を進める①日米統合部隊の創設、②自衛隊基地と在日米軍基地を日米が共同使用できるよう基準を緩和することを要求。・・・・・・。また、現在の共同統合任務部隊では、米インド太平洋軍司令官が作戦指揮に加え米国防総省との調整役となっていることを『大きな負担だ』とし、③日本側がより主体的に関与することを求めた。・・・・・・。軍事的な日米の意思決定をより簡素化することを目的としており、④自衛隊が国内基準（憲法９条など）の縛りを受けることなく米軍の一部として相応な軍事的役割を担うこと。⑤自衛隊基地も民間施設もより自由に軍事使用できるように要求している。」

「憲法に自衛隊を書き込む」という安倍９条改憲は、自衛隊の権限を圧倒的に強化することであり、「①集団的自衛権行使など事実上の軍隊としての活動を拡大させる、②隊員数を確保するため徴兵制を採用させる、③軍事予算を増額させる、④今でさえ怪しい文民統制を後退させる、⑤米軍との共同行動を増加させる」など、憲法９条の平和主義・民主主義を根こそぎ否定するものです。

私たち市民が声を挙げ、戦争のない平和な社会を構築するために、裁判支援の強化に向けた様々なとりくみによって安保法制・違憲訴訟に勝利し、次の世代の人々に憲法９条を基調とした平和主義・民主主義・立憲主義を伝えていきましょう。

(C) ぼうごなつこ /Twitter：@nasukoB

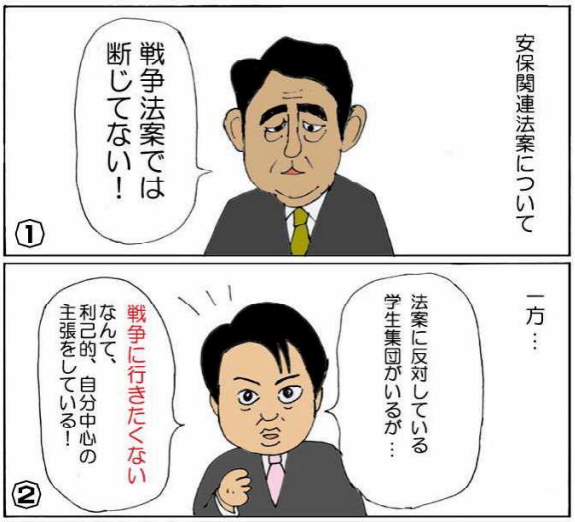

# 原告対象の「陳述書作成相談会」のお知らせ

と　き：**２０１９年2月２１日（木）１８：００～２０：００**

ところ：**横浜市開港記念会館７号室**

神奈川の安保法制違憲訴訟も第８回の口頭弁論を迎えました。
今後、進行協議等を行い、証人申請を求めていきます。
そこで重要なことは、原告の様々な考えや意見を表明することです。そのためにも、原告の陳述書は欠かせません。
平和憲法９条を生かし、戦争やテロのない日本を守り続け、次の世代に伝えていきたいと思います。
自主的に原告の方に集まっていただき、陳述書のポイントや原告のいろんな思いを出し合い、陳述書を次回口頭弁論の４月２５日までに完成させましょう。
原告の方の参加をお待ちしています。　（世話人　大和田章雄）

# 安保法制違憲訴訟かながわの会

2018.11.29
第８回口頭弁論

## 第９回口頭弁論のご案内：

**２０１９年 ４月２５日　開廷１１：００**

**開廷前ミニ集会あります。**

**集　合：１０：００**　横浜地方裁判所・日本大通り側玄関前、

**報告集会：１１：４５～１３：００、横浜ＹＷＣＡ**